

## 関市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、関市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）にバナー広告（以下「広告」という。）を掲載するにあたり、関市広告掲載要綱（平成20年関市告示第140号。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、広告の規格等、掲載料金その他必要な事項について定めるものとする。

(表現における禁止事項)

第2条 次の各号のいずれかに該当する表現のもの及びこれらに類似する表現のものは、広告に掲載できないものとする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタンを表示するもの
- (2) アラートマーク（「注意」「警告」等）を表示するもの
- (3) ラジオボタンを表示するもの
- (4) テキストボタン（入力できるように見えるもの）を表示するもの
- (5) プルダウンメニュー（選択肢があるように見えるもの）を表示するもの
- (6) 本市ホームページのコンテンツの一部であるかのように見え、混同させるおそれがあるもの
- (7) GIFアニメーションを使用するもの

(広告の規格)

第3条 掲載する広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル横150ピクセル
- (2) 画像容量 100キロバイト以内
- (3) 形式 GIF形式又はJPEG形式

(掲載枠数及び位置)

第4条 広告を掲載する枠数は、10枠とする。

2 広告を掲載する位置は、市ホームページのトップページで市が指定した位置とする。

(掲載の期間)

第5条 広告の掲載は1か月単位とする。ただし、1広告主による広告について

は、年度を越えない12か月までを限度として連続して掲載することができるものとする。

- 2 広告掲載期間中において、本市の都合により市ホームページの公開を1日を越えて停止したときは、停止した日数と同日数期間の掲載延長を行うものとする。ただし、掲載に係る延長は年度を超えないものとする。

(広告の販売方法)

第6条 広告の販売方法は、要綱第8条第1号により掲載を申し込む広告主を募集する方法とし、広告主は掲載を希望する月の45日前までに要綱第9条第1項の関市広告掲載申込書(別記様式第1号)に広告案を添付して市長公室企画広報課長(以下「企画広報課長」という。)に提出するものとする。ただし、1広告主について販売できる広告枠は2枠までとする。

- 2 広告主は、要綱第13条第1項による広告掲載に係る申請の内容変更又は取下げをするときは、原則として、内容変更又は取下げをする月の60日前までに申請しなければならない。

(掲載料金)

第7条 広告の掲載料金は、1枠につき1か月10,000円とする。ただし、6か月以上又は12か月連続して掲載する場合は次のとおりとする。

連続掲載期間	1枠あたり月額
6か月以上	9,000円
12か月	8,000円

- 2 広告主は、要綱第11条第1項による決定の通知を受けた日以後、市の指定する期限までに市の指定する口座に掲載料金を納入しなければならない。
- 3 要綱第13条第3項により返還又は変更する掲載料金の額は、同条第2項により内容変更又は取下げの承認を決定した広告掲載の月分に係る掲載料金の額とする。ただし、当該承認により、第7条第1項別表の連続掲載期間の区分が変更となる場合は、変更後の区分に応じた1枠あたりの月額により再計算した額との差額とする。
- 4 前項により返還する掲載料金には、利子を付さない。

(広告の審査方法)

第8条 要綱第10条の関市広告掲載審査会(以下「審査会」という。)におけ

る審査方法は、別に定める広告掲載審査票により各委員が広告別に各項目ごとに評価する方法で行い、審査会の意見を付した上で市長が掲載の可否について決定するものとする。

(原稿の提出)

第9条 要綱第11条第1項による決定の通知を受けた広告主は、市の指示する期日までに掲載しようとする広告原稿（以下「完全原稿」という。）を企画広報課長の指示する方法により電磁的記録媒体で提出するものとする。

2 企画広報課長は、前項の完全原稿が第6条の広告案と著しく相違するものであると判断したときは、審査会において再審査に付さなければならない。

(準用規定)

第10条 要綱第4条第1項に掲げる規定は、広告のリンク先として広告主が指定するウェブの内容についても準用する。

## 附 則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年8月17日から施行する。

この基準は、令和6年3月19日から施行する。